

豊田工業大学 FD・SD活動の実施方針と活動計画について

(FD--- Faculty Development、SD--- Staff Development)

1. FD活動の実施方針と活動計画

(1) 大学設置基準（第25条の3）

大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(2) 本学の実施方針と活動計画

①実施方針

教育のスパイラルアップを目指すため、教員の能力・資質の向上を図り、並びに授業の内容・方法を改善させる取り組みを推進する。

②求める能力

本学の教育活動を適切かつ効果的に推進する能力

③活動計画

OJT	<ul style="list-style-type: none">・授業公開及び授業検討会の実施・全学授業アンケートの実施と、そのフィードバック・教育優秀賞・プラクティス優秀賞による表彰・その他の教育改善活動
OFF-JT	<ul style="list-style-type: none">・教育談話会の実施・FD講演会の実施・その他の教員の能力・資質を向上させる取り組み

(OJT---On The Job Training、OFF-JT---Off-The-Job Training)

2. SD活動の実施方針と活動計画

(1) 大学設置基準（第42条の3）

大学は、その教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員(※1)を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるほか、必要な取組を行うものとする。

(※1) 教員を含む

(2) 本学の実施方針と活動計画

①実施方針

教育研究を含めた大学運営の更なる改善・充実を目指すため、教職員の能力・資質の向上を図り、並びに教職員の協働関係を一層強化させる取り組みを推進する。

②求める能力

本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営に寄与する能力

③活動計画

OJT	<ul style="list-style-type: none">・教育研究を含めた大学運営のための委員会活動の推進と方針点検の実施・中期プランに基づく大学運営の推進と進捗確認会議の実施・その他の教職員が協働で大学運営を進める取り組み
OFF-JT	<ul style="list-style-type: none">・職員の能力・資質を向上させる取り組み・学生の大学生活上の諸問題への支援・指導能力を向上させる取り組み・その他の教職員が協働で大学運営を進める取り組み

2017年 5月 9日 策定